

2. 海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりの支援

<海岸環境整備事業の拡充> **新規**

貴重な場である砂浜を有する海岸の利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与するためには、個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことが重要である。

このため、広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定とこの計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援する。



3. 海岸漂着ゴミや流木等の対策の更なる充実

<災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充> **新規**

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、一体的に処理を行うことができるよう制度を拡充する。



広範囲にわたる海岸漂着ゴミや流木への対応